

平成 21 年度 第 2 回 理 事 会 の 開 催

平成 21 年度第 2 回理事会が、平成 21 年 6 月 25 日、明治記念館・丹頂の間において開催された。

理事会では、協議事項として、「第 66 回通常総会対応に関する件」について協議し、了承された後、確認事項として、「現顧問の委嘱継続の件」が確認され、続いて議決事項として、「賛助会員入会の件」について異議なく可決承認され、さらに報告事項として、①「職域別部会の運営状況の件」、②「新公益法人制度移行対応の件」、③「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行の件」、④「世界獣医学協会（WVA）カウンシルミーティング対応の件」、⑤「職務概況等の件」について報告された（第 2 回理事会の議事概要は下記のとおり）。

平成 21 年度第 2 回理事会の議事概要

I 日 時：平成 21 年 6 月 25 日（木）10：45～12：00

II 場 所：明治記念館・丹頂の間

III 出席者：

【会 長】山根義久

【副 会 長】藏内勇夫、中川秀樹

【専務理事】大森伸男

【地区理事】波岸裕光（北海道）

坂本禮三（東 北）

高橋三男（関 東）

手塚泰文（東 京）

谷 達雄（近 畿）

唐木茂樹（中 国）

岡本和夫（四 国）

麻生 哲（九 州）

【職域理事】酒井健夫（学術・教育・研究）

近藤信雄（開業（産業動物））

細井戸大成（開業（小動物））

戸谷孝治（畜産・家畜衛生）

森田邦雄（公衆衛生）

横尾 彰（家畜共済）

【監 事】玉井公宏、金田義宏

IV 議 事：

【協議事項】

第 66 回通常総会対応に関する件

【確認事項】

1 現顧問の委嘱継続の件

2 「特区」提案による大学獣医学部新設の件

【議決事項】

賛助会員入会の件

【報告事項】

1 職域別部会の運営状況の件

2 新公益法人制度移行対応の件

3 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行の件

4 世界獣医学協会（WVA）カウンシルミーティング対応の件

5 業務概況等の件

V 会議概要：

【会長挨拶】

冒頭、山根会長から次の挨拶がなされた。

皆さん、おはようございます。第 2 回理事会にご多忙の中、出席いただきありがとうございます。現執行部最後の理事会ですが、この 2 年間、本会の事業運営に際して理解、尽力をいただいたことに対し厚く御礼を申し上げます。

どこへ行きましても 100 年に一度の経済不況ということをよく聞きますが、明るい材料もかなり出てまいりまして、私が一番嬉しいのは、農業、農村が非常に脚光、注目を浴びてきたことです。まず、農業が栄えてくれないことには、畜産関係の発展が望めませんし、畜産が衰退すれば獣医界にも多大なる影響が出てきます。そうすれば、小動物にも波及するので、この機会を逃さずに前向きにとらえて行きたいと考えています。

獣医界にとってもいろいろ新しい芽がでてきています。文部科学省がようやく重い腰を上げて、昨年の暮れから獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議を立ち上げていただき、5 回の会議を終えたところです。7 月末か 8 月には中央教育審議会に意見書を提出することになっています。また、昨年から平行して、農林水産省の獣医事審議会計画部会が開催され、ようやく佳境に入ってきたところです。これは初めての試みですが、小動物、産業動物、公衆衛生、民間・研究機関の 4 つの部門のワーキンググループを立ち上げていただき、既に 2 回ほど開催し、かなり具体的な案ができました。なぜこのような形になったかということ、過去の計画部会の結果は努力目標で終わってしまう。何一つ解決しないということから実効ある結果を得たいということを申し入れ、このような 4 つのワーキンググループの立ち上げとなりました。そして、実効あるものにするためには何が必要か。これは予算化であるということです。計画部会では予算化まで議論したことがないということで

したが、強く申し入れ、全てとは言わないまでも一部重要な案件については、予算化も視野に入れ進めていきたいと考えています。

さらに、皆さんご存じのとおり、全国的に公務員獣医師の処遇改善が進みつつあります。藏内副会長の力添えもあり、全国知事会会長の麻生福岡県知事に尽力いただき全国十数県において初任給の調整手当をかなり増額いただいておりますし、これが全国に広がっていくのではないかと期待しているところです。厳しい社会、経済情勢の中でこのようなことが起こるといことは非常に珍しいことではないか、そのためにも我々獣医師は、権利を主張するならば義務を果たすということの原点に帰って努力しなければなりません。

また、日本動物看護職協会が一般社団法人として設立されスタートしました。これは、獣医師会にとって21年来の念願であり、ようやく機関決定を得まして丸一となってスタートの運びとなりました。しかしながら、まだまだひよ子でありますので日本獣医師会がしっかりと相携えて行かざるを得ない。皆様のご理解をいただきたいと思ひます。以上のように明るい材料も出てきております。

最後に、大きな山は、何と申しても公益認定の取得でありまして、5年後には55の地方獣医師会と日本獣医師会がごぞって公益社団法人の認可を受けることができるよう願ひします。

本日は、第66回通常総会が午後1時から開催されます。前回の理事会で動管協との吸収合併契約の締結を行いましたので、本件についての承認、また合併に伴う定款の変更、施行細則の一部改正、役員改選等の多くの議案がありますので、円滑な運営について協力いただきたいと思ひます。

【議長就任・議事録署名人の指名】

続いて、山根会長が議長に就任し、高橋、細井戸両理事を議事録署名人に指名して会議が次のとおり行われた。

【協議事項】

第66回通常総会対応に関する件

大森専務理事から、第66回通常総会における議事運営等について説明が行われた後、了承された。

【確認事項】

1 現顧問の委嘱継続の件

大森専務理事から、定款では、顧問は理事会承認を受けて、会長が委嘱することとされているが、その任期は規定されていない。ついては、現在の北村直人、五十嵐幸男両顧問が、新執行部の体制の下でも引き続き就任いただくことについて、今回の役員改選に合わせ、現理事会で確認いただきたい旨説明された後、了承された。

2 「特区」提案による大学獣医学部新設の件

大森専務理事から、特区提案の動きとして、①今治市

及び愛媛県から、文部科学省告示（大学等の設置の際の入学定員の取り扱い基準）における獣医師養成入学定員規制の解除により、今治市に大学の誘致により地域再生を図り、四国地区の獣医師需給の緩和に寄与したい旨の特区提案がされ、3年前の第12次、一昨年の13次、14次と継続提案したが、いずれも政府対処方針において採択されず、本年6月の第15次提案についても提出の動きがある。②四国知事会（平成21年6月5日）において「3 獣医師養成機関の空白地域である四国圏域に大学獣医学部が設置できるよう入学定員の規制の一部解除の措置を講ずること」の緊急要望が採択され、全国知事会に提出の動きがあり、これに対する対処の方向として、①「特区提案」に関する考え方については、「特区提案」による大学獣医学部の新設について（日本獣医師会）のとおり（本誌第62巻第7号492～497頁参照）であり、②要請活動等による関係機関・大学・団体等の関係者の理解の醸成として、獣医学教育改善に関する要請（平成21年6月16日付け21日獣発第83号／本誌第62巻第7号498頁参照）、私立獣医科大学協会（会長：酒井健夫 日本大学総長）から四国知事会常任世話人愛媛県知事に対する要請（平成21年6月9日）、さらに四国地区各県獣医師会において各々対応がなされた。今回の特区提案では、これまで「大学・企業誘致による地域再生」としていたが、これに加え、「四国への獣医大学の設置による四国の高校生の教育の機会を高める」、「四国ブロックの獣医師不足の緩和を図る」というような理由作りをしてきている。一方で、獣医師会が反対するのは、飽和状態である小動物診療権の確保が困難になるという、業界擁護のためであるようなことも流している。我々、そもそもの動機が判っているだけに、特区申請に名を借りた大学法人の利権確保ではないかと、当方から訴えたい気持ちである。薬学部や歯学部の二の舞にはならない。獣医師の一部から現状では獣医学系大学の入学倍率が高く、自分の後継者が入学困難なため、誰でも獣医学系大学に入学できるような環境を作るべきという軽はずみな意見もあるが、認識を改めてもらいたい。このような状況ではあるが、いずれにせよ本会は、当初より獣医師の需給対策と獣医学教育の質の確保との観点から、特区提案による新設に反対である旨機関決定していることを理解の上、対応いただきたい旨説明された後、酒井理事から、私立獣医科大学協会会長として、北村顧問の同席のもと、愛媛県知事に要望書を提出した。その際、まず現在の教育の整備・充実を優先することが大前提であり、その中で毎年1,000名の卒業生で国内の需給は保たれているものの、産業動物と公務員獣医師については、職種偏在、地域偏在があり、待遇と処遇改善の不備、職場環境の未整備、採用の計画性の欠如等を改善するとともに、獣医学教育の質を確保し国際的な教育

値に到達する努力をする必要がある旨説明した。知事は自前の大学で自前の獣医師を育てたいという意見であったが、これは今年、私立5大学に在籍していた、愛媛県出身者の卒業生の就職状況を見れば、誤った認識であることが明らかである。一人の獣医師を養成するのに、学費から生活費まで、1,500～3,000万円を要することを理解すれば、処遇改善は必要不可欠である旨進言した。採用時も、医師と歯科医師は、特別採用で試験が免除されるが、獣医師は国家試験を有しながら、試験が行われている。このような状況で、獣医師の12%、約5,000人が獣医事に従事しておらず、医師0.1%、歯科医師0.2%と比べても問題があることは明白である。教育再生により、この5,000人を産業動物、公務員獣医師に充当することも重要であり、教育現場だけでなく、獣医界全体で本問題を検討する必要がある。なお、私立獣医科大学協会では特別委員会を設置し、対応することとしているが、政岡麻布大学学長を委員長に、各大学の学長が顧問に就任しており、本委員会を中心に意志矜持と健全なる学部運営、獣医学教育の提供を推進したいので、獣医師会、関係機関が一体となって質を確保できるよう協力いただきたい。さらに、最近、獣医師法の違反と思われる内容、受験生を惑わすような事項を掲載したホームページが散見されることから、獣医事審議会でも取り上げていただき、行政と獣医師会と教育団体が一体となって対応する必要がある旨が説明された。さらに山根会長から、ある私立大学が獣医学教育を行うと誤解するような名称の講座を設置したこと、関係省庁へ連絡し、名称を変更させたが、油断も隙もない状況である。特区提案についても、学生が出身地に戻って就職する、若しくは出身大学の地元で就職するという保証はなく、本提案の理由は明らかに誤っている。また、先日の獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の打合せの際、文部科学省の担当課長あて再編整備の必要性を強く進言した。愛媛県知事は文部科学省の出身であり、四国知事会では全国知事会に提案するようだが、藏内副会長からも麻生全国知事会長に一層の理解をいただくとともに、今後、情報を得ながら速やかに対応したい旨説明された。

【議決事項】

賛助会員入会の件

大森専務理事から、団体賛助会員3団体（①アリアンツ火災海上保険株式会社、②全国学校飼育動物研究会、③一般社団法人日本動物看護職協会）について、入会の承認を求めた後、本議案は異議なく承認された。

【報告事項】

1 職域別部会の運営状況の件

大森専務理事から、職域総合部会の①総務・広報委員会では、6月18日に第7回委員会を開催し、新公益法人移行に向けての対応について協議を行った。②野生動物

対策検討委員会については、5月25日に第3回委員会を開催し、今期の検討テーマである、都道府県における野生動物対策専門員の獣医師職員の体制整備及び各地区において地方獣医師会等が中心となり取り組まれている野生動物対策事業の事例を内容とする報告書の素案を取りまとめた旨が報告された。

2 新公益法人制度移行対応の件

大森専務理事から、次の事項について説明がなされた。
〈本誌602～605頁（新公益法人制度移行に向けての当面の対応（平成21年6月18日付け21日獣発第78号）参照）

3 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行の件

大森専務理事から、6月1日に施行された、同法については、本会から施行に当たっての留意事項として、次の内容について地方獣医師会あて通知した旨が説明された。

(1) 獣医師は、動物の飼育者に対する保健衛生指導を担う立場にあり、動物の飼育者に対し愛がん動物用飼料（以下「ペットフード」）に関する安全性情報等の知識の普及・啓発に積極的に努めるとともに、診療等に際しペットフードに起因する動物の健康被害等の事故に接した場合は事実関係を把握し関係当局（農林水産省地方農政局又は環境省地方環境事務所などの当局）への報告を励行する（獣医師法第1条及び第20条関係）。

(2) ペットフードには、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品（動物用のものを含む。）は該当しないが、愛がん動物（犬及び猫）の栄養に供することを目的として使用するいわゆる「療法食」や「サプリメント」なども規制の対象となるため、これらの販売用のペットフードの製造、輸入又は販売に獣医師が関与する場合は、獣医師は、診療に付帯して行う製造、輸入又は販売の場合であっても事業者として自らがペットフードの安全確保の責務を果たすことが求められる（法第3条関係）。

(3) 獣医師であっても販売用のペットフードについては基準又は規格が定められたものとして、これらのペットフードを業として製造又は輸入する場合は、業を開始する前に所定の事項の届出が必要になる。また、帳簿の備付けとともに帳簿への所定事項の記載義務が課せられることとなり、届出や記載義務に違反した場合は罰則適用の対象となる（法第9条第1項及び法第19条関係）。

(4) 獣医師が診療に際し、または、診療を伴わない場合にあっては販売用のペットフードについては基準又は規格が定められたものとして、これらのペットフードを製造業者、輸入業者又は販売業者に業として譲り渡すことは、獣医師が法第10条第9項が規定する販売業者に

該当することとなる。特に他の業者に譲り渡すことはペットフードの卸売行為に該当することから、このような場合は、前記ウの場合と同様に帳簿の備付けとともに帳簿への所定の事項の記載義務が課せられることとなり、違反した場合は罰則適用の対象となる（法第10条第1項及び法第23条関係）。

4 世界獣医学協会（WVA）カウンスルミーティング 対応の件

大森専務理事から、カウンスルミーティング（CM）は、WVA総会の機能を代理するもので、年に一度開催され、会長（1名）、副会長（2名）、地区代表カウンスラー（11名）、専門協会代表カウンスラー（2名）によって構成されており、東アジア・オセアニア地区の地区代表カウンスラーは、オーストラリア及びタイから選任

されている。このたびWVAから、2009年は日本でCMを開催することとした場合の、会議場、宿泊場所の予約等の便宜供与等の受け入れについて日本獣医師会に照会があり、本会から、開催場所が日本と決定された場合、WVAからのCM出席要請を受ければCMに会長が出席するとともに、開催地の会員としてCM会場、宿泊予約等のロジ対応の一部を分担したい旨回答した。なお、開催期日は平成21年8月27日（木）～28日（金）を予定しており、開催期間中にWVA主催レセプションが実施される旨説明された。

5 業務概況等の件

大森専務理事から、前回理事会以降（平成21年5月21日以降平成21年6月20日まで）の業務概況について説明が行われた。